

報 第 8 号

専決処分報告について

(上水道事業給水条例の一部を改正する条例)

本市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和6年(2024年)2月2日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専第8号

上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

本市上水道事業給水条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年（2024年）1月10日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市上水道事業給水条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市上水道事業給水条例（昭和33年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第35条の2第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県柏崎市上水道事業給水条例（昭和33年7月1日条例第26号）

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第10条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条の2 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第10条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条の2 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>